二　電気通信業務障害防止区域以外の伝搬障害防止区域

区分	重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該伝搬障害防止区域の範囲			当該区域に係る地域の名称
			電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）		
［一～一〇　略］						
一一　削除						
［一二～三一　略］						

二　［同上］

区分	重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該伝搬障害防止区域の範囲			当該区域に係る地域の名称
			電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）		
［一～一〇　同上］						
一一　同右						
三四	㈠　高知県高知市北本町四丁目五番四〇号（五六）	㈡　高知県南国市伊達野字桜山七三六―三（一三二）	○	二・九	五・八	高知県　高知市　北本町、北金田、南金田、南御座、札場、南久保、海老ノ丸、高須
			二	五・四	六・四	
			五〇	五〇	五〇	高知県　高知市　高須、介良乙
			五〇	五〇	五〇	高知県　高知市　潮見台
一二	㈠　福井県福井市大手三―一七―一（五八）	㈡　石川県加賀市熊坂町字未三七―一七（二七五）	○			福井県　福井市　大手三丁目、大手二丁目、宝永三丁目、松本三丁目、松本二丁目、文京一丁目、町屋三丁目、幾久町、大願寺三丁目、大願寺二丁目、二の宮一丁目、西開発四丁目、高木中央一丁目、高木中央二丁目、高木町、高木北三丁目、寺前町、上野本町、上野本町新、栗森町浜、栗森町
			六			
			五〇			
［一三～三一　同上］						

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。